

甘楽町上下水道料金の改定について

令和8年9月17日
第1回甘楽町上下水道料金審議会
資料

1. 甘楽町上下水道料金審議会について

＜根拠法令＞ 甘楽町上下水道料金審議会条例

審議会の設置

町長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業に係る料金等について審議するため、甘楽町上下水道料金審議会（以下「審議会」という。）を置く。

審議会の組織構成、会議について

- ・ 審議会は、11人以内をもって組織する。
- ・ 委員は、甘楽町の区域内の公共的団体の代表者及び上水道又は下水道使用者のうちから必要のつど町長が委嘱する。
- ・ 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- ・ 審議会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し可否同数の時は、会長の決するところによる。

1. 甘楽町上下水道料金審議会について

審議会設置の背景

- ・ **収入の減少**：人口減少や節水意識の高まりにより料金収入は減少傾向にある。
- ・ **費用の増加**：浄水場や配水管などの施設の老朽化や物価高騰に伴う更新・耐震化コストの増大。



現行料金のままでは、今後安定的な事業経営を進めることが困難になってしまう恐れがある。



経営基盤の強化を図り、将来にわたって安定的に事業を継続させることを目的として、適正な水道料金等のあり方について検討・審議するために、この度「甘楽町上下水道料金審議会」が設置されました。

2. 使用料改定までのプロセス（予定）

R8.9.17	町長から諮問
R8.9～12	審議会の開催（料金等の検討～料金案の決定 ※2～3回を予定）
R9.1	審議会の開催（答申書について）
R9.1	町長へ答申（会長から町長へ）
R9.3	議会へ経過説明
R9.4～5	パブリックコメント実施（1か月間）
R9.9	議会に条例改正案上程
（議決の場合）	
R9.10	水道使用者へ周知（広報、ホームページ等）
R10.4	水道料金改定（改定後使用料の徴収開始は6月検針分（※）から） ※6月検針分…4月検針日から6月検針日までの使用分

3. 水道事業の概要

甘楽町では5つの浄水場が稼働しており、町内の給水区域へ水道水の供給を行っています。

浄水場別人口及び世帯数（令和8年3月末時点）

区分	浄水場	給水区域	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)
上水道	白倉浄水場	主に福島地区、 新屋地区	8,274	3,528
	轟浄水場	主に小幡地区	3,391	1,429
国峰簡水	国峰浄水場	国峰地区	310	162
秋畑簡水	来波浄水場	秋畑地区	105	54
那須簡水	葦ノ萱浄水場	那須地区	143	61



4. 上下水道料金の算定方法

使用期間と料金

甘楽町では、水道の検針を2か月に1度、偶数月の15日～25日の間に行い、その翌月10日頃に納付書を発行し、月末日までに**2か月分の使用料**を納付いただいています。口座引落としをご利用の場合には、発行月末日が引落日となっています。

使用期間と料金発行月との関係は、次のとおりです。

上下水道使用期間	料金発行月
2月検針後～4月検針まで	5月
4月検針後～6月検針まで	7月
6月検針後～8月検針まで	9月
8月検針後～10月検針まで	11月
10月検針後～12月検針まで	1月
12月検針後～2月検針まで	3月

4. 上下水道料金の算定方法

水道料金体系

甘楽町の水道料金は基本料金と超過料金に口径に応じたメーター使用料、消費税相当額を足して算定します。

2 か月で 2 0 m³までは定額となっており、2 1 m³以上使用した場合には使用水量に応じて超過料金が加算されます。

■現行の水道料金体系（2 か月あたり、税別）

種 別	区 分	水 量	上 水 道	秋畑・那須簡水
一 般 用	基本料金	20m ³ まで	1, 7 6 0	2, 5 2 0
	超過料金 1 m ³ につき	21m ³ ～ 40m ³	1 1 4	1 3 8
		41m ³ ～100m ³	1 2 7	1 5 0
		101m ³ ～200m ³	1 4 0	1 6 2
		201m ³ 以上	1 4 5	1 6 2
臨 時 用	基本料金	20m ³ まで	3, 6 0 0	5, 6 0 0
	超過料金	21m ³ 以上1m ³ につき	2 5 0	3 4 0
私 設 消 火 栓		10分間	9 0 0	—

■メーター使用料

口 径	金 額
13mm	120
20mm	220
25mm	240
30mm	320
40mm	420
50mm	2,200
75mm	2,800
100mm	10,000

水道料金 = 基本料金 + 超過料金 + メーター使用料 + 消費税相当額

4. 上下水道料金の算定方法

水道料金の計算例

例① 上水道区域で2か月あたりの使用水量が20m³以下の場合（口径13mm）

水道料金	基本料金1,760円 + メーター使用料120円 + 消費税相当額 = 2,068円
------	--

例② 秋畑・那須簡水区域で2か月あたりの使用水量が20m³以下の場合（口径13mm）

水道料金	基本料金2,520円 + メーター使用料120円 + 消費税相当額 = 2,904円
------	--

例③ 上水道区域で2か月あたりの使用水量が50m³の場合（口径13mm）

水道料金	基本料金1,760円 + 超過料金 $\left(\overset{21\text{m}^3\sim40\text{m}^3}{114\text{円}\times20\text{m}^3} \right) + \left(\overset{41\text{m}^3\sim50\text{m}^3}{127\text{円}\times10\text{m}^3} \right) + \text{メーター使用料120円} + \text{消費税相当額} = 5,973\text{円}$
------	--

例④ 秋畑・那須簡水区域で2か月あたりの使用水量が50m³の場合（口径13mm）

水道料金	基本料金2,520円 + 超過料金 $\left(\overset{21\text{m}^3\sim40\text{m}^3}{138\text{円}\times20\text{m}^3} \right) + \left(\overset{41\text{m}^3\sim50\text{m}^3}{150\text{円}\times10\text{m}^3} \right) + \text{メーター使用料120円} + \text{消費税相当額} = 7,590\text{円}$
------	--

4. 上下水道料金の算定方法

下水道使用料体系

甘楽町の下水道使用料は原則水道使用量に準じた水量を排除量として、基本料金と超過料金に消費税相当額を足して算定します。

水道料金同様に2か月で20m³までは定額となっており、21m³以上使用した場合には排除量に応じて超過料金が加算されます。

■ 現行の下水道料金体系（2か月あたり、税別）

区 分	排 除 量	金 額
基本料金	20m ³ まで	2, 2 0 0
超過料金 1 m ³ につき	21m ³ ～ 60m ³	1 1 5
	61m ³ ～100m ³	1 2 1
	101m ³ 以上	1 3 2

下水道使用料 = 基本料金 + 超過料金 + 消費税相当額

4. 上下水道料金の算定方法

下水道使用料の計算例

例① 2か月あたりの排除量が20m³以下の場合

下水道使用料	基本料金2,200円 + 消費税相当額 = 2,420円
--------	------------------------------

例② 2か月あたりの排除量が50m³の場合

下水道使用料	基本料金2,200円 + 超過料金 ^{21m³~50m³} (115円×30m ³) + 消費税相当額 = 6,215円
--------	---

上下水道料金の合算例

例 上水道区域で2か月あたりの使用水量が50m³の場合（口径13mm、下水道接続あり）

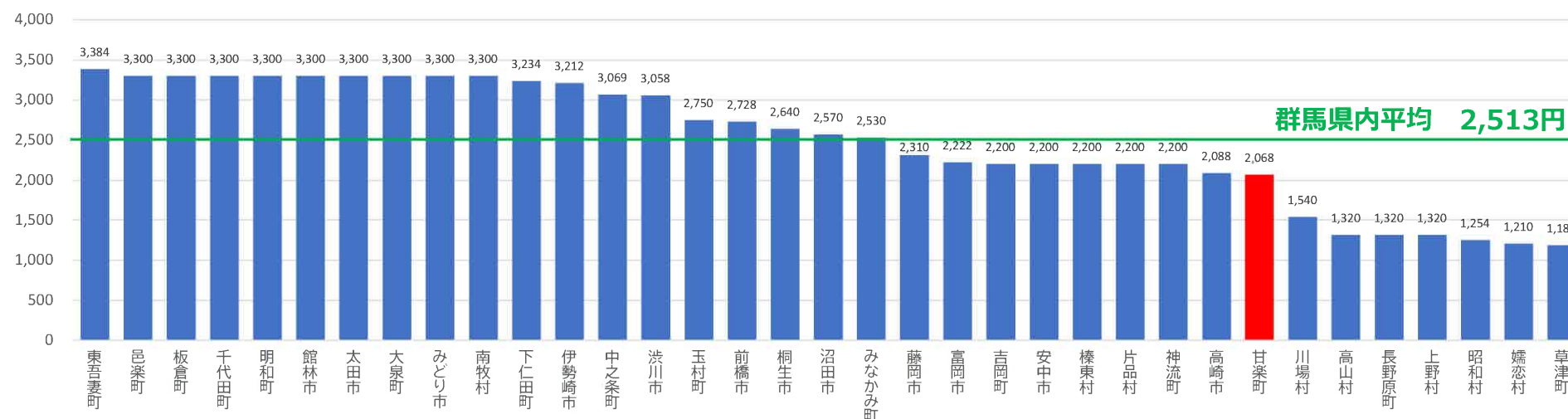
水道料金	基本料金1,760円 + 超過料金 ^{21m³~40m³} (114円×20m ³) + ^{41m³~50m³} (127円×10m ³) + メーター使用料120円 + 消費税相当額 = 5,973円
下水道使用料	基本料金2,200円 + 超過料金 ^{21m³~50m³} (115円×30m ³) + 消費税相当額 = 6,215円
合計	5,973円 + 6,215円 = 12,188円

5. 群馬県内料金の比較

水道料金の県内比較

2 か月で20m³使用した場合にかかる水道料金を比較すると、甘楽町は2,068円で県内平均（2,513円）を下回っており、県内でも比較的安価な位置にいたることがわかります。

群馬県内の水道料金比較（令和8年7月末時点）



※上記の水道使用料金はφ13mmメータ使用料と消費税を含んだ金額である。

※1か月単位で料金計算している場合は1か月あたり10m³×2か月分で算定。

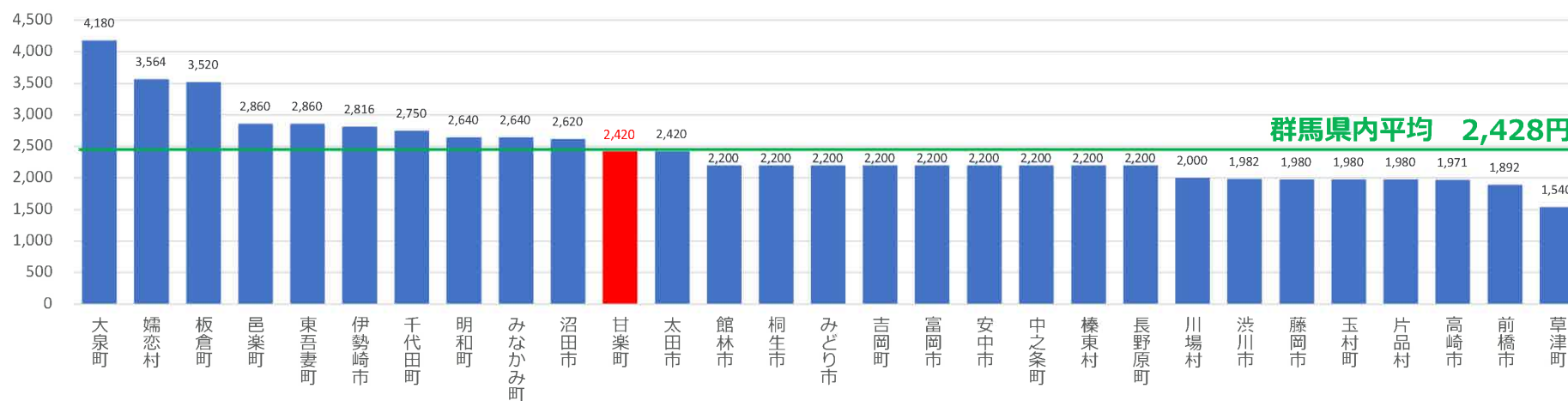
（各市町村のホームページより算出）

5. 群馬県内料金の比較

下水道使用料の県内比較

2 か月で20m³使用した場合にかかる下水道使用料を比較すると、甘楽町は2,420円で県内平均（2,428円）を若干下回っているものの、ほぼ県内平均並みということがわかります。

群馬県内の下水道料金比較（令和8年7月末時点）



※上記の下水道使用料金は消費税を含んだ金額である。

※1 か月単位で料金計算している自治体については1 か月あたり10 m³×2 か月分で算定。

※大泉町は1 か月あたり19m³まで2,090円。

（各市町村のホームページより算出）

6. 前回の料金改定

水道料金の直近の料金改定

- ・改定時期 平成6年4月（昭和58年の改定以来およそ11年ぶりの料金改定）
- ・平均改定率 上水道＋25.4%、秋畑・那須簡水＋14.5%

種 別	区 分	水 量	上 水 道			秋畑・那須簡水		
			改定前 (円)	改定後 (円)	単価改定率	改定前 (円)	改定後 (円)	単価改定率
一 般 用	基本料金	20m ³ まで	1, 4 0 0	1, 7 6 0	25.7%	2, 2 0 0	2, 5 2 0	14.5%
	超過料金 1 m ³ につき	21m ³ ～ 40m ³	9 0	1 1 4	26.7%	1 2 0	1 3 8	15.0%
		41m ³ ～100m ³	1 0 0	1 2 7	27.0%	1 3 0	1 5 0	15.4%
		101m ³ ～200m ³	1 1 0	1 4 0	27.3%	1 4 0	1 6 2	15.7%
		201m ³ 以上	1 1 0	1 4 5	31.8%	1 4 0	1 6 2	15.7%
臨 時 用	基本料金	20m ³ まで	3, 0 0 0	3, 6 0 0	20.0%	5, 0 0 0	5, 6 0 0	12.0%
	超過料金 1m ³ につき	21m ³ 以上	2 0 0	2 5 0	25.0%	3 0 0	3 4 0	13.3%
私 設 消 火 栓		10分間	7 5 0	9 0 0	20.0%	－	－	－

6. 前回の料金改定

下水道使用料の直近の料金改定

- ・改定時期 平成18年7月（平成5年下水道事業開始後の初の料金改定）
- ・平均改定率 +9.9%

区 分	排 除 量	改定前（円）	改定後（円）	単価改定率
基本料金	20m ³ まで	2, 0 0 0	2, 2 0 0	1 0 . 0 %
超過料金 1 m ³ につき	21m ³ ～ 60m ³	1 0 5	1 1 5	9 . 5 %
	61m ³ ～100m ³	1 1 0	1 2 1	1 0 . 0 %
	101m ³ 以上	1 2 0	1 3 2	1 0 . 0 %

7. 公営企業と経営戦略

公営企業とは

公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っています。こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「**公営企業**」と呼びます。

独立採算制の原則

地方公営企業は企業であるため、財・サービスの給付に要する経費を「料金」として給付を受ける者が負担するという「独立採算制」を原則として運営されています。

公共性を重視した一般会計との明確な負担区分

地方公営企業法において一般会計と企業会計との負担区分が明確に定められており、公共的な見地から見て一般会計等が負担すべき経費については一般会計等にその負担を義務づけている。

一般財団法人 地方財務協会 「令和7年度地方公営企業のあらまし」より部分抜粋

7. 公営企業と経営戦略

経営戦略とは

公営企業を将来にわたって安定的に継続するための中長期的な基本計画<期間：10年以上を基本>

「経営戦略」の主な内容

- ・ 公営企業及び地域の現状と将来の見通し
- ・ 施設・設備投資の見通し、財源の見通し等で構成される「投資・財政計画（収支計画）」

水道事業・下水道事業などの公営企業は、将来にわたって住民生活に不可欠なサービスを安定的に提供し続ける役割を担っています。

甘楽町では、老朽化対策や効率化、将来的な人口減少なども見据え、持続可能な事業運営と質の高いサービス提供を両立させるために、平成28年度に水道事業・下水道事業それぞれの経営戦略を策定しました。

しかし、近年の急激な物価高騰など事業を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした状況を踏まえ、現在の経営実態に即した財政の見通しを立てるため、令和7年度に経営戦略の改定を行いました。

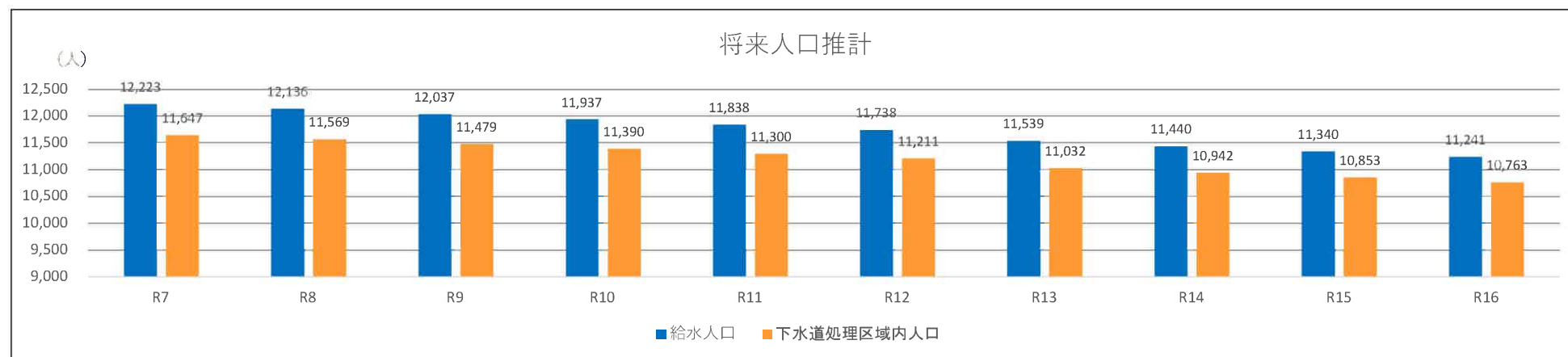
今回は改定後の経営戦略における今後の収入や費用の見通しを勘案しながら、上下水道料金の検討をしていきます。

8. 人口減少による使用料収入への影響

将来人口推計

- ・ 給水人口…給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。
- ・ 下水道接続区域内人口…下水道の整備が完了し、処理が開始されている区域（供用開始区域）に住んでいる人口。

区分	令和7年度（実績）	令和16年度（見込）	増減	増減率
給水人口	12,223人	11,241人	△982人	△8.0%
下水道接続区域内人口	11,647人	10,763人	△884人	△7.6%



「甘楽町人口ビジョン」より推計

8. 人口減少による使用料収入への影響

収入への影響

人口減少は水需要・使用料収入の減少に直結します。

現状の料金を継続した場合、令和16年度の使用料収入は、令和7年度と比べ、水道事業で約840万円（約3.9%）、下水道事業で約540万円（約4.0%）減少する見込みです。

事業名	令和7年度使用料収入 (実績)	令和16年度使用料収入 (見込)	増減	増減率
水道事業	2億1,690万円	2億850万円	△840万円	約3.9%減
下水道事業	1億3,590万円	1億3,050万円	△540万円	約4.0%減

収入が減る一方で、過去の借入金の返済や施設の維持管理のために今後も費用が必要になります。

将来的には施設の老朽化に伴う更新等の維持管理費の増加が見込まれるため、徹底したコスト削減とともに、将来の更新費用を計画的に確保していく必要があります。

9. 水道事業の現状と将来予測

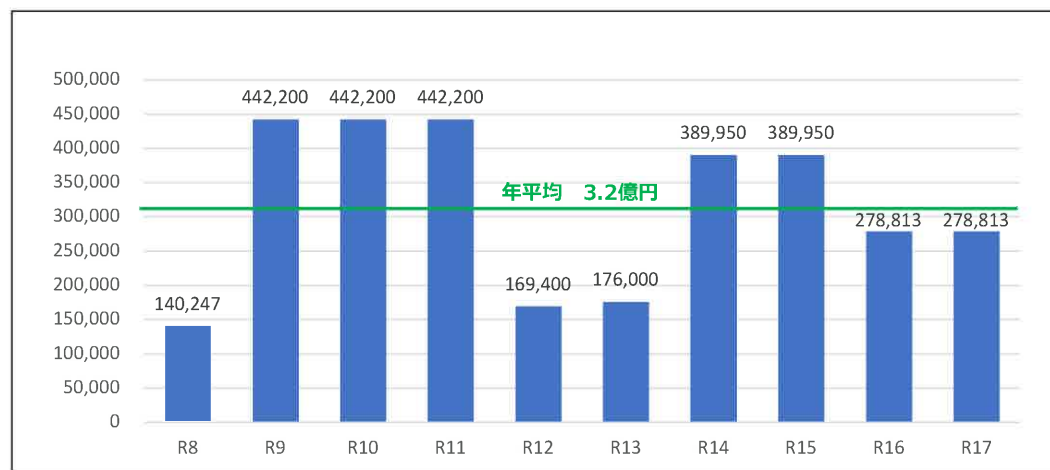
水道事業は、現在は一般会計からの繰入に頼ることなく独立採算が取れており、経営も安定しています。

しかしながら、今後10年間の主な事業として、令和8年度から令和11年度にかけて、天引地区に新規水源の開発及び浄水場の整備、令和14年度から令和17年度にかけて、轟浄水場の大規模改修を計画しており、合わせて22億円の支出を見込んでいます。他にも管路の更新・耐震化工事に10億円の支出が見込まれます。

轟浄水場配水池の様子



今後10年間で見込まれる建設改良費（単位：千円）



9. 水道事業の現状と将来予測

こうした高額の支出を控える中で、現状の料金設定で経営を続けた場合、令和9年度以降は純利益がマイナス＝赤字となり、令和14年度には現金預金残高が0になる見込みです。

赤字決算にならないようにするためには、令和9年度に30%、令和13年度に18%の使用料収入の増額が必要になるという予測になっています。

料金改定を行わない場合

(千円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
給水収益	216,958	215,488	214,170	213,165	212,792	212,325	211,270	210,179	209,060	208,546
当期純利益	5,525	4,124	△ 1,983	△ 22,754	△ 41,679	△ 60,623	△ 65,293	△ 68,071	△ 85,172	△ 101,618
現金預金残高	365,728	363,779	363,691	299,735	235,891	172,188	59,364	△ 52,878	△ 164,523	△ 275,893

料金改定を行った場合（令和9年度に30%、令和13年度に18%の増額）

(千円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
給水収益	216,958	215,488	278,421	277,115	276,630	276,023	324,088	322,415	320,698	319,910
当期純利益	5,525	4,124	62,268	41,195	22,158	3,075	47,525	44,165	26,466	9,745
現金預金残高	365,728	363,779	427,942	427,936	427,930	427,924	427,918	427,912	427,904	427,899

9. 水道事業の現状と将来予測

3 0%増額した場合と現行使用料との比較

2 か月あたりの水道料金（消費税別）（単位：円）

種別	区 分	水 量	現 行		30%増	現行料金 との差額
一 般 用	基本料金	20m ³ まで	1,760		2,288	+528
	超過料金 1 m ³ につき	21m ³ ～ 40m ³	114		148	+34
		41m ³ ～100m ³	127		165	+38
		101m ³ ～200m ³	140		182	+42
		201m ³ 以上	145		189	+44

【例】Φ13mmのメーター器を設置している場合（メーター使用料（120円）及び消費税込み）

- ・ 20m³使用の場合 （現行） 2,068円 （30%増） 2,648円 差額 +580円
- ・ 50m³使用の場合 （現行） 5,973円 （30%増） 7,719円 差額 +1,746円

10. 下水道事業の現状と将来予測

日々の運営にかかる経費や借入金の返済は、本来、使用者の皆様からいただく「使用料」で賄うことが原則です。

しかし、下水道事業は整備・更新にかかる莫大な費用に対して、使用料収入だけでは賄いきれず、現状は、不足分を「一般会計（町の税金）」からの繰入金に依存しています。

一般会計繰入金

「一般会計繰入金」は、「基準内繰入金」と「基準外繰入金」に分けられます。

基準内繰入金

法令などで「一般会計が負担すべき」と定められており、国が地方交付税として財源を保障（算入）している繰入金。

（例）雨水処理にかかる経費…災害リスクを下げたり、水質保全に役立つなど公的な便益が高いと認められる経費

基準外繰入金

法令上の義務や国からの財源措置がなく、自治体が独自の政策判断や財政支援として、一般会計から持ち出して繰り入れるもの。

（例）資金不足に対する補填のための繰入金

10. 下水道事業の現状と将来予測

一般会計繰入金には下水道を利用していない方からの税金も含まれているので、法令上の義務や国からの財政措置のない「基準外繰入金」については削減していかなければなりません。

令和8・9年度は善慶寺・国峰地区の公共下水道接続工事による多額の支出が見込まれますが、令和10年度以降は大きな建設改良工事の予定も当面なく、借入金の返済も減少傾向であることから、令和9年度以降は基準外繰入金に依存することなく、事業に必要な資金を積立てながら運営していくことができる見込みです。

令和9年度以降は基準外繰入金を繰り入れない場合の資金残高の推移

(単位：千円)

年 度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
資金残高	38,080	76,019	35,363	56,044	81,941	98,189	140,040	195,917	257,867	332,678
基準内繰入金	213,809	225,989	219,916	217,856	214,835	209,244	206,404	204,275	202,556	201,159
基準外繰入金	74,313	57,356	0	0	0	0	0	0	0	0

1 1. 公営企業会計の仕組み

公営企業会計

公営企業の会計は、「収益的収支」と「資本的収支」の大きく2つに区分されます。

収益的収支 現在のために使うお金

企業の一事業年度における営業活動により発生する収益とそれに対応する費用のこと。

家計簿に例えると、毎月の給料を光熱水費や食費などにあて、資金援助を受けながら家計をやりくりするイメージです。

収益的収入

料金収入

補助金

長期前受金
戻入

収益的支出

維持管理費用

減価償却費

利息支払

純利益

収益的収支の利益積立金や留保資金を
資本的収支の不足分に補填する。

資本的収支 将来のために使うお金

公営企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良費や建設改良に係る企業債償還金などの投資的な支出及びその財源となる収入のこと。

家計簿に例えると、家や車を購入するためにローンを組んだり、預金を取り崩すイメージです。

資本的収入

企業債

補助金

自己資金
積立金や留保資金で補填

資本的支出

建設改良費

企業債償還金（元金）

資本的収支の不足金に補填してもなお余る現金については、翌年度以降の資金として積み立てることができる。

様式第2号(法適用企業・収益的収支)

水道事業(料金改定をしない場合)

投資・財政計画

(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年度	R6 （ 決 算 ）	R7 （ 決 算 ）	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
収益的収支	収益的収入	1. 営 業 収 益 (A)	227,191	223,595	220,259	218,415	217,410	217,037	216,570	215,515	214,424	213,304	212,791	212,661	
		(1) 料 金 収 入	222,102	216,958	215,488	214,170	213,165	212,792	212,325	211,270	210,179	209,060	208,546	208,416	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(3) そ の 他	5,089	6,627	4,771	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	
		2. 営 業 外 収 益	17,069	17,519	17,415	15,850	15,667	14,960	14,586	14,464	14,202	13,592	12,789	11,577	
		(1) 補 助 金	560	860	840	477	477	477	477	477	477	477	477	477	
		他 会 計 補 助 金	560	860	840	477	477	477	477	477	477	477	477	477	
		そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	15,694	15,533	15,399	14,760	14,577	13,870	13,496	13,374	13,112	12,502	11,699	10,487	
		(3) そ の 他	815	1,126	1,176	614	614	614	614	614	614	614	614	614	
		収 入 計 (C)	244,260	241,104	237,674	234,265	233,077	231,997	231,157	229,979	228,627	226,897	225,581	224,238	
	収益的支出	1. 営 業 費 用	212,574	225,671	214,885	227,488	241,581	254,866	268,294	271,218	272,790	285,003	296,875	296,128	
		(1) 職 員 給 与 費	39,535	41,408	46,515	39,453	39,966	40,446	40,891	41,300	41,713	42,130	42,551	42,977	
		基 本 給	21,919	22,995	22,978	22,304	22,594	22,865	23,116	23,347	23,581	23,817	24,055	24,295	
		退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		そ の 他	17,616	18,413	23,537	17,150	17,373	17,581	17,775	17,952	18,132	18,313	18,496	18,681	
		(2) 経 費	48,760	58,299	40,689	60,973	61,170	61,416	61,651	61,853	62,056	62,264	62,529	62,829	
		動 力 費	7,354	7,139	8,040	6,725	6,722	6,741	6,756	6,753	6,751	6,749	6,773	6,810	
		修 繕 費	10,044	18,420	14,125	23,369	23,475	23,582	23,691	23,801	23,911	24,023	24,136	24,250	
		材 料 費	868	255	500	759	766	774	782	790	798	805	814	822	
		そ の 他	30,494	32,485	18,024	30,121	30,206	30,318	30,423	30,509	30,596	30,686	30,807	30,946	
		(3) 減 価 償 却 費	124,279	125,964	127,681	127,061	140,444	153,004	165,751	168,065	169,021	180,609	191,794	190,322	
		2. 営 業 外 費 用	10,108	9,908	18,585	8,760	14,251	18,810	23,486	24,054	23,907	27,065	30,324	31,811	
		(1) 支 払 利 息	10,087	9,886	10,485	8,748	14,239	18,798	23,474	24,042	23,895	27,053	30,312	31,799	
		(2) そ の 他	21	22	8,100	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
		支 出 計 (D)	222,682	235,579	233,470	236,248	255,832	273,676	291,780	295,272	296,697	312,068	327,199	327,939	
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	21,578	5,525	4,204	△ 1,983	△ 22,754	△ 41,679	△ 60,623	△ 65,293	△ 68,071	△ 85,172	△ 101,618	△ 103,701		
	特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	特 別 損 失 (G)	141	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 141	0	△ 80	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			21,437	5,525	4,124	△ 1,983	△ 22,754	△ 41,679	△ 60,623	△ 65,293	△ 68,071	△ 85,172	△ 101,618	△ 103,701
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			410,988	410,988	410,988	410,988	410,988	410,988	410,988	410,988	410,988	410,988	410,988	410,988
資 金 残 高			363,902	365,728	363,779	363,691	299,735	235,891	172,188	59,364	△ 52,878	△ 164,523	△ 275,893	△ 387,192	

様式第2号(法適用企業・資本的収支)

水道事業(料金改定をしない場合)

投資・財政計画

(収支計画)

(単位:千円)

		年度	R6 (決 算)	R7 (決 算)	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
区 分															
資本的収支	資本的収入	1. 企 業 債	38,000	50,000	63,000	349,020	291,654	297,175	55,702	13,254	210,220	225,051	136,762	147,461	
		うち 資 本 費 平 準 化 債													
		2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工 事 負 担 金	0	1,078	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	38,000	51,078	63,000	349,020	291,654	297,175	55,702	13,254	210,220	225,051	136,762	147,461		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
	純 計 (A)-(B) (C)	38,000	51,078	63,000	349,020	291,654	297,175	55,702	13,254	210,220	225,051	136,762	147,461		
	資本的支出	1. 建 設 改 良 費	95,110	94,400	138,721	442,200	442,200	442,200	169,400	176,000	389,950	389,950	278,813	278,813	
		うち 職 員 給 与 費													
		2. 企 業 債 償 還 金	48,845	52,137	52,044	57,427	56,722	56,474	57,038	55,476	55,800	65,132	73,142	81,429	
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
4. 他 会 計 へ の 支 出 金															
5. そ の 他															
計 (D)	143,955	146,537	190,765	499,627	498,922	498,674	226,438	231,476	445,750	455,082	351,955	360,242			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(C)			△ 105,955	△ 95,459	△ 127,765	△ 150,607	△ 207,268	△ 201,499	△ 170,736	△ 218,222	△ 235,530	△ 230,031	△ 215,193	△ 212,781	
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	105,955	95,459	112,282	112,301	125,867	139,134	152,255	154,691	155,909	168,107	180,095	179,835		
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	2,872	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰 越 工 事 資 金														
	4. そ の 他	8,646	8,582	12,611	40,200	40,200	40,200	15,400	16,000	35,450	35,450	25,347	25,347		
	計 (F)	114,601	104,041	127,765	152,501	166,067	179,334	167,655	170,691	191,359	203,557	205,442	205,182		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)			0	0	0	0	41,201	22,164	3,081	47,531	44,171	26,474	9,751	7,599	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)															
企 業 債 残 高 (H)			1,632,167	1,630,030	1,640,986	1,932,579	2,167,511	2,408,212	2,406,876	2,364,654	2,519,074	2,678,993	2,742,612	2,808,644	

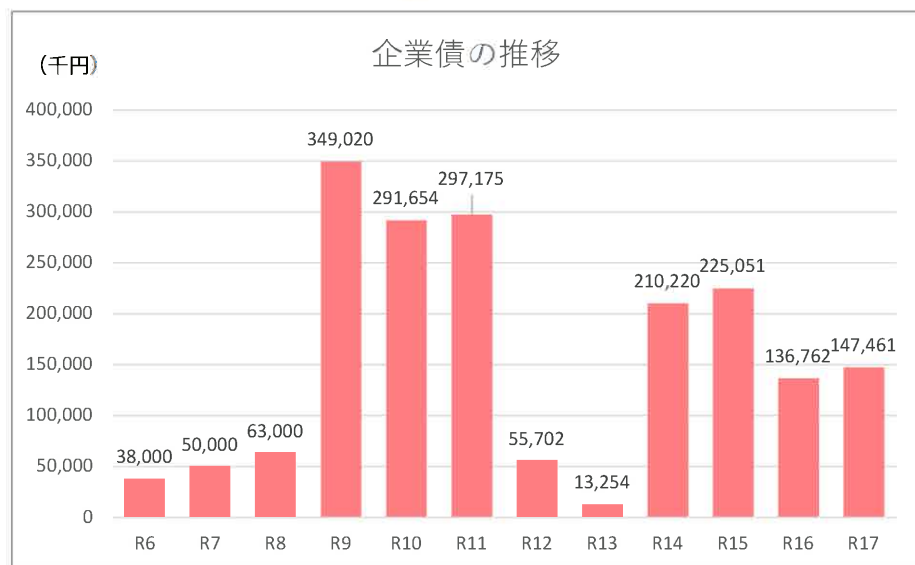
○他会計繰入金

(単位:千円)

年度		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
区 分		(決 算)	(決 算)										
収 益 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金	560	860	840	477	477	477	477	477	477	477	477	477
	うち 基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		560	860	840	477	477	477	477	477	477	477	477	477

1 2. 水道事業の投資・財政計画（収支計画）

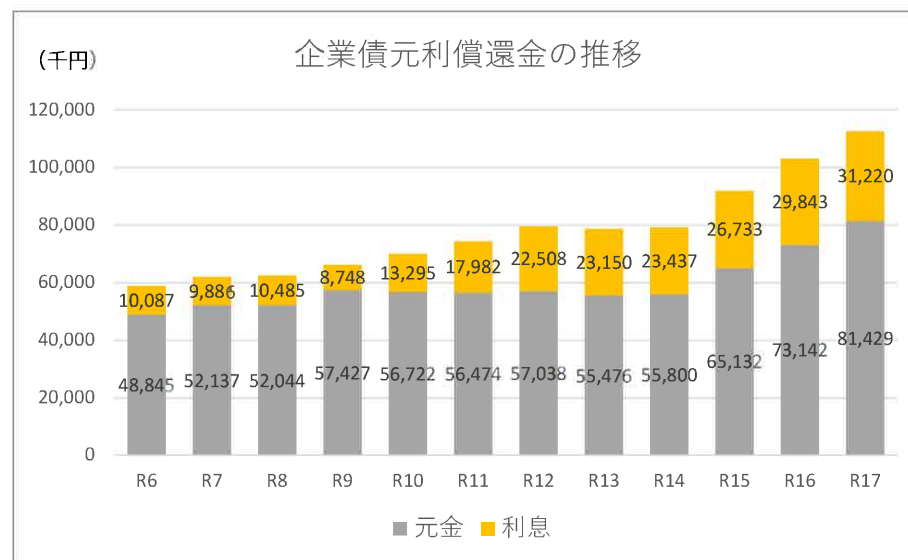
企業債・企業債元利償還金の推移



企業債とは、工事等に必要な資金を調達するための方法の一つであり、国等の公的資金、銀行等の民間資金からの借入れのことをいいます。

今後10年間の企業債の主な借入れの理由

- ・ R9～R11 新規水源の開発に係る借入れ
- ・ R14～R17 轟浄水場の改修に伴う借入れ



元金は5年据え置きで借り入れているため、元金の返済が始まるのは、借り入れた年度から6年後になります。

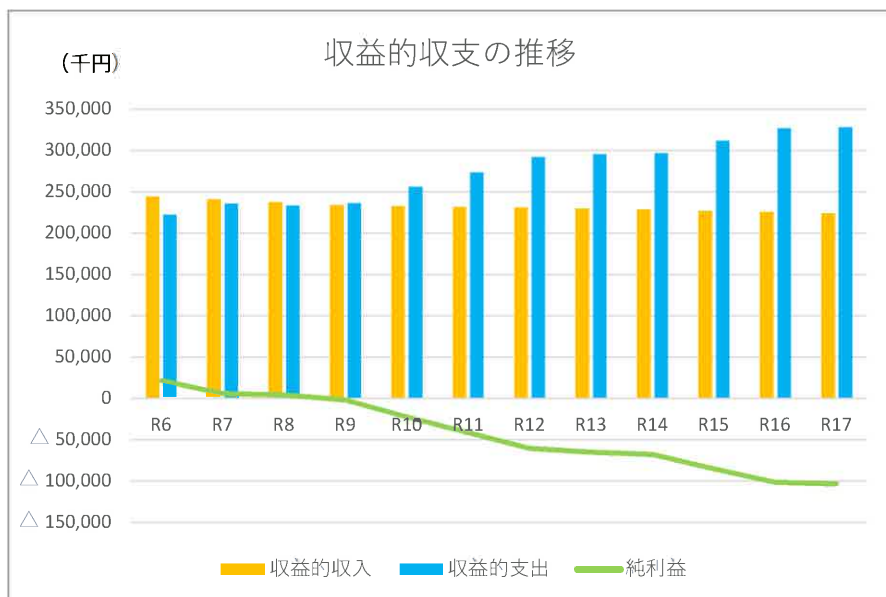
【例】令和9年度に借り入れた企業債の**元金**の返済は令和15年度から始まります。

利息は借り入れの翌年から返済が始まります。

【例】令和9年度に借り入れた企業債の**利息**の返済は令和10年度から始まります。

1 2. 水道事業の投資・財政計画（収支計画）

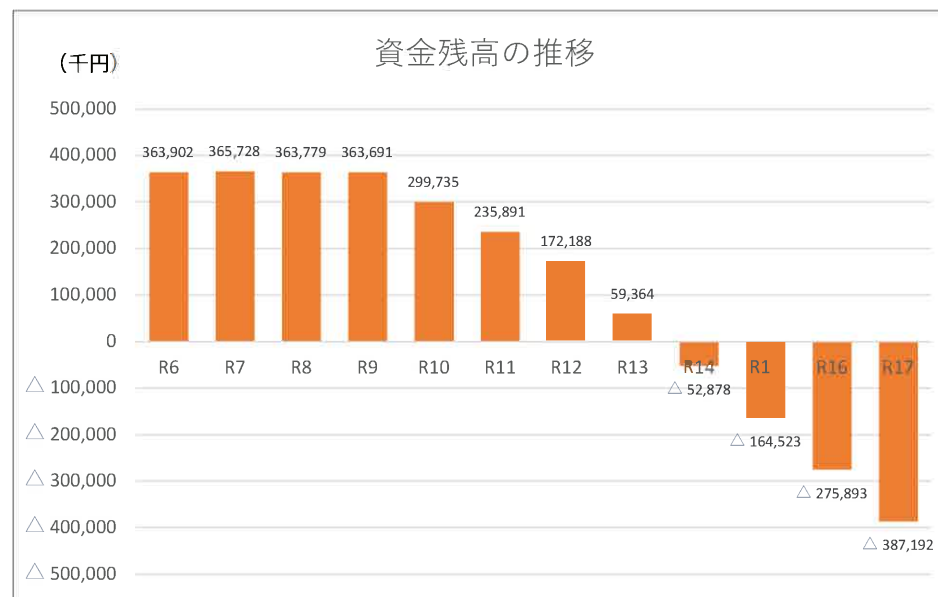
収益的収支・資金残高の推移



- ・収益的収入…給水収益の減少等により減少傾向
- ・収益的支出…企業債利息の支払いの増加等により増加傾向

収益的収入－収益的支出＝純利益

令和9年度以降は支出が収入を上回り、純利益はマイナスに。
その後も収支差は広がり、赤字経営が続くこととなります。



資金残高は令和9年度までは3億6千万円ほどで安定しているものの、企業債償還金の増加等により、令和10年度以降は毎年度6千万円以上の減少が続き、令和14年度には資金は底を尽いてしまう見込みです。

様式第2号(法適用企業・収益の収支)

下水道事業(R9以降基準外繰入金を繰り入れない場合)

投資・財政計画

(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年度	R6 (決 算)	R7 (決 算)	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益の収支	収益の収入	1. 営 業 収 益 (A)	141,247	133,635	136,252	135,901	135,473	134,984	134,451	133,871	133,241	132,551	131,781
		(1) 料 金 収 入	134,343	135,940	135,056	134,673	134,245	133,756	133,223	132,643	132,013	131,323	130,553
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	6,851	2,715	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175
		(3) そ の 他	53	30	21	53	53	53	53	53	53	53	53
		2. 営 業 外 収 益	305,078	496,262	469,963	400,812	398,464	394,675	388,326	384,454	381,745	379,554	377,742
		(1) 補 助 金	71,657	278,940	252,681	183,752	181,692	178,671	173,080	170,240	168,111	166,392	164,995
		他 会 計 補 助 金	68,137	278,940	247,181	183,752	181,692	178,671	173,080	170,240	168,111	166,392	164,995
		そ の 他 補 助 金	3,520	0	5,500	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	233,421	217,320	217,281	217,060	216,772	216,004	215,246	214,213	213,635	213,162	212,747
		(3) そ の 他	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		収 入 計 (C)	446,325	634,947	606,215	536,713	533,937	529,659	522,777	518,325	514,986	512,105	509,523
	収益の支出	1. 営 業 費 用	384,368	387,085	383,765	361,685	359,689	361,241	377,775	361,793	363,793	365,915	368,096
		(1) 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 経 費	129,307	141,271	138,905	117,509	115,874	118,663	136,255	121,799	124,504	127,193	129,872
		動 力 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		修 繕 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		材 料 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そ の 他	129,307	141,271	138,905	117,509	115,874	118,663	136,255	121,799	124,504	127,193	129,872
		(3) 減 価 償 却 費	255,061	245,814	244,860	244,176	243,815	242,578	241,520	239,994	239,289	238,722	238,224
		2. 営 業 外 費 用	32,212	36,319	32,534	30,936	29,231	27,098	25,169	23,491	21,951	20,716	19,657
		(1) 支 払 利 息	32,071	28,183	25,489	23,456	21,751	19,618	17,689	16,011	14,471	13,236	12,177
		(2) そ の 他	141	8,136	7,045	7,480	7,480	7,480	7,480	7,480	7,480	7,480	7,480
		支 出 計 (D)	416,580	423,405	416,299	392,621	388,920	388,339	402,944	385,284	385,744	386,631	387,753
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	29,745	211,542	189,916	144,092	145,017	141,320	119,833	133,041	129,242	125,474	121,770
特 別 利 益 (F)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 損 失 (G)			7,339	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 7,339	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			22,406	211,542	189,916	144,092	145,017	141,320	119,833	133,041	129,242	125,474	121,770
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			98,010	218,027	189,916	144,092	145,017	141,320	119,833	133,041	129,242	125,474	121,770
資 金 残 高			11,009	38,080	76,019	35,363	56,044	81,941	98,189	140,040	195,917	257,867	332,678

様式第2号(法適用企業・資本的収支)

下水道事業(R9以降基準外繰入金を繰り入れない場合)

投資・財政計画

(収支計画)

(単位:千円)

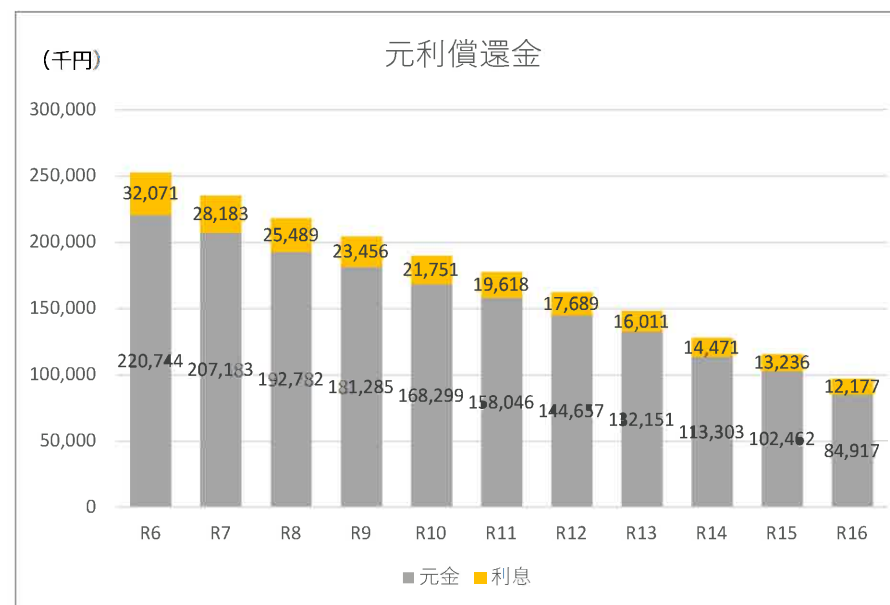
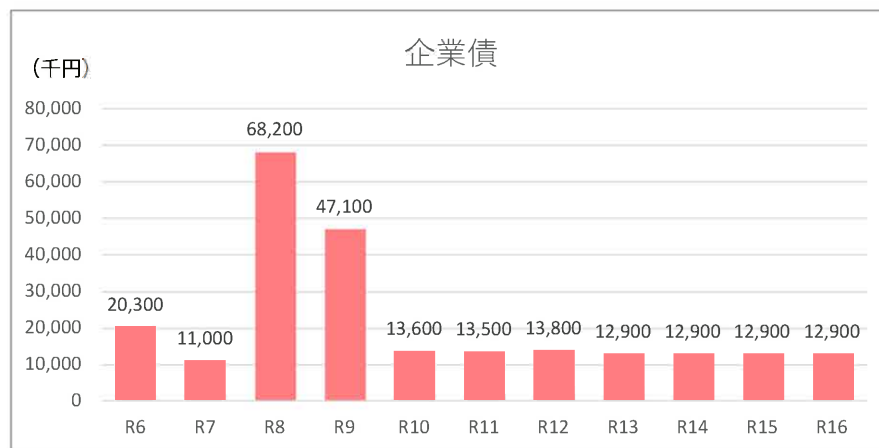
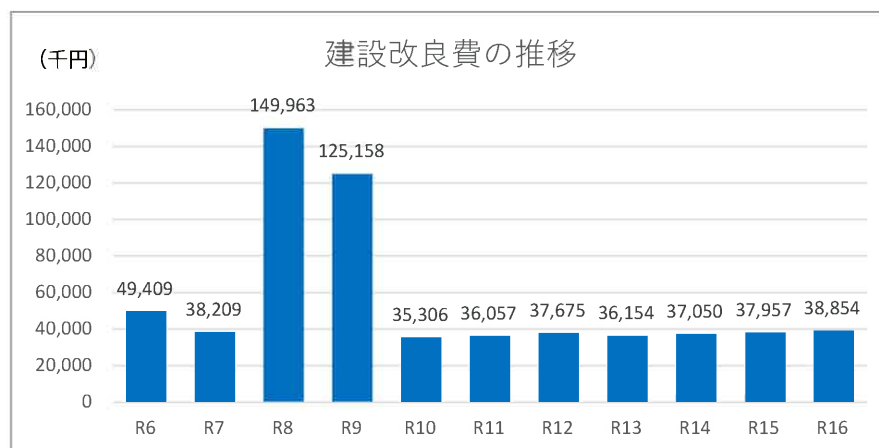
年度		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
区 分		(決 算)	(決 算)									
資本的収支	資本的収入	1. 企 業 債	20,300	11,000	68,200	47,100	13,600	13,500	13,800	12,900	12,900	12,900
		うち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他 会 計 補 助 金	189,062	9,182	36,164	36,164	36,164	36,164	36,164	36,164	36,164	36,164
		4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	7,034	56,000	0	0	0	0	0	0	0
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工 事 負 担 金	20,520	15,107	5,496	12,489	3,617	3,684	3,445	3,445	3,446	3,446
		9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	229,882	42,323	165,860	95,753	53,401	53,281	53,648	52,509	52,509	52,510
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
		純 計 (A)-(B) (C)	229,882	42,323	165,860	95,753	53,401	53,281	53,648	52,509	52,509	52,510
	資本的支出	1. 建 設 改 良 費	49,409	38,209	149,963	125,158	35,306	36,057	37,675	36,154	37,050	38,854
		うち 職 員 給 与 費	3,112	3,282	3,473	3,112	3,112	3,112	3,112	3,112	3,112	3,112
		2. 企 業 債 償 還 金	220,744	207,183	192,782	181,285	168,299	158,046	144,657	132,151	113,303	84,917
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (D)	270,153	245,392	342,745	306,443	203,605	194,103	182,332	168,305	150,353	140,419
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	△ 40,271	△ 203,069	△ 176,885	△ 210,690	△ 150,204	△ 140,822	△ 128,684	△ 115,796	△ 97,844	△ 87,909
		△ 71,261										
補填財源	補填財源不足額	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	21,640	28,494	27,579	27,116	27,042	26,573	26,273	25,781	97,844	87,909
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. そ の 他	18,631	174,575	149,306	183,574	123,162	114,249	102,411	90,015	0	0
		計 (F)	40,271	203,069	176,885	210,690	150,204	140,822	128,684	115,796	97,844	87,909
		補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F) (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		他 会 計 借 入 金 残 高 (H)										
		企 業 債 残 高 (H)	2,219,920	2,039,137	1,907,756	1,601,267	1,446,568	1,302,122	1,171,265	1,052,015	951,612	862,049

○他会計繰入金

年度		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
区 分		(決 算)	(決 算)									
収 益 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金	68,137	278,940	247,181	183,752	181,692	178,671	173,080	170,240	168,111	166,392	164,995
	うち 基 準 外 繰 入 金	16,304	204,627	189,825	183,752	181,692	178,671	173,080	170,240	168,111	166,392	164,995
	計	51,833	74,313	57,356	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金	187,676	9,182	36,164	36,164	36,164	36,164	36,164	36,164	36,164	36,164	36,164
	うち 基 準 外 繰 入 金	10,078	9,182	36,164	36,164	36,164	36,164	36,164	36,164	36,164	36,164	36,164
	計	177,598	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		255,813	288,122	283,345	219,916	217,856	214,835	209,244	206,404	204,275	202,556	201,159

13. 下水道事業の投資・財政計画（収支計画）

建設改良費・企業債・企業債元利償還金の推移



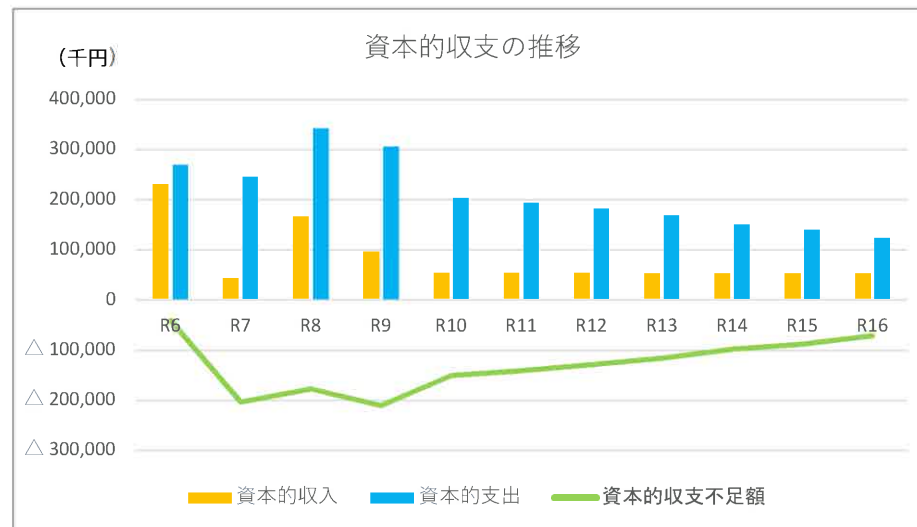
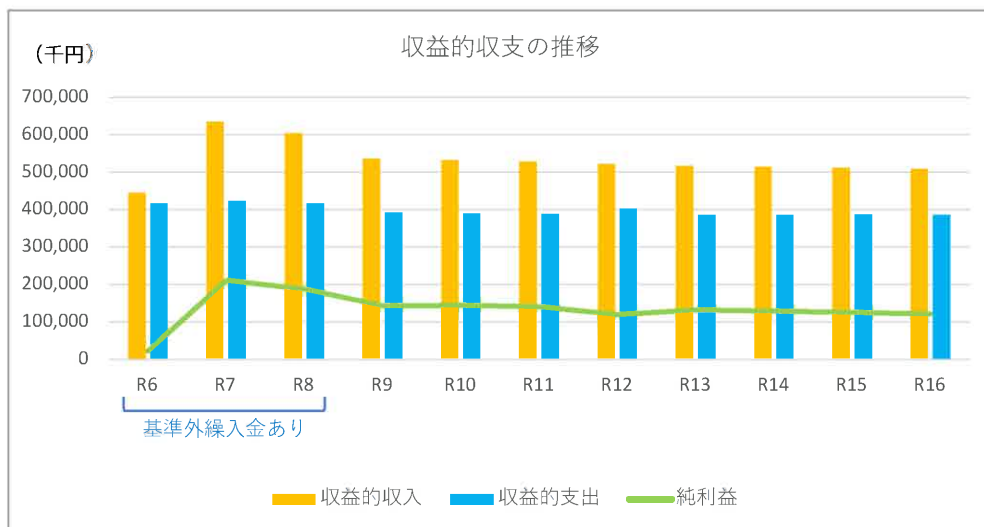
令和8・9年度に大規模な工事を行います、令和10年度以降は大きな工事は予定されておらず、建設改良費・企業債借入れは落ち着き、元利償還金も順調に減っていく見込みです。

今後10年間の企業債の主な借入れの理由

- ・ R8～R9 善慶寺国峰地区公共下水道接続工事に伴う繰入れ

13. 下水道事業の投資・財政計画（収支計画）

収益的収支・資本的収支の推移（令和9年度以降に、基準外繰入金を繰り入れない場合）



- ・ 収益的収入…料金収入の減少等により減少傾向
- ・ 収益的支出…大規模な修繕工事等が発生しない限りは、
ほぼ横ばいに推移する見込み

収益的収入－収益的支出＝純利益

令和9年度以降は1億～1億5千万円の純利益が出る見込み

支出では企業債償還金の額が大きく、企業債や一般会計繰入金の収入ではほとんど賄えないため、収益的収支で生じた純利益等で補填します。

補填してもなお余る純利益については、翌年度に積み立てることができます。

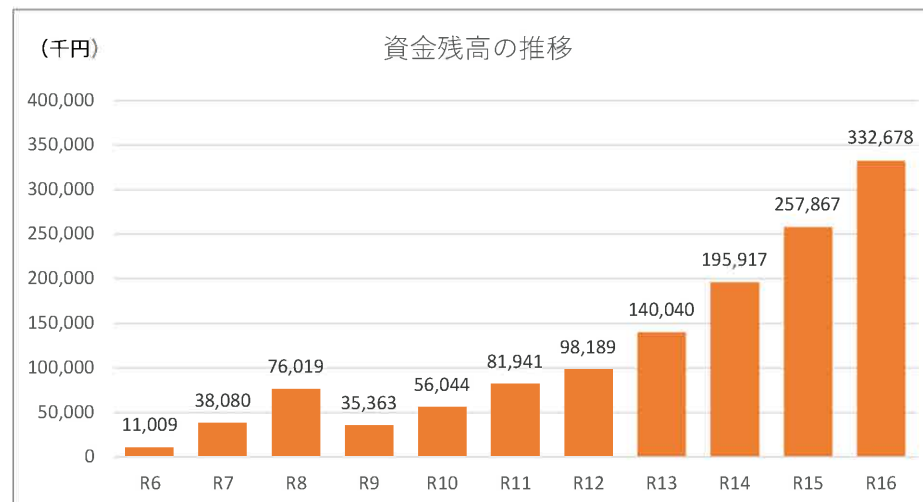
13. 下水道事業の投資・財政計画（収支計画）

資金残高の推移（令和9年度以降に、基準外繰入金を繰り入れない場合）

下水道事業は、令和6年度に公営企業会計へ移行してからまだ年数が浅く、十分な資金の積立てができていない状態です。

水道事業が約3億6,000万円の資金を保有している一方、下水道事業の令和7年度末の資金残高は約3,800万円です。

資金残高は、下水道事業を運営していくための運転資金として必要であり、また大規模災害等、緊急時の対応のために蓄えていくべき現金です。



令和8・9年度に多額の工事費用が必要になることから、一時的に資金残高は減少するものの、令和10年度以降は、建設改良費や企業債償還額の減少に伴い資金残高は増加傾向に転じ、現行使用料のままでも、基準外繰入金に依存することなく、下水道事業に必要な積立てをしていくことができる見通しです。